

平成26年度 第12回頸城区地域協議会次第

日時：平成27年2月5日（木）
午後6時00分から

場所：頸城コミュニティプラザ
2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

・ 諮問事項（施設使用料等の変更について）に係る答申について

資料1

・ 平成27年度頸城区地域活動支援事業の採択方針等について

資料2

資料3

4 そ の 他

5 閉 会

第11回頸城区地域協議会 諮問事項一覧

諮問番号	案件名	内容	答申の方針	付帯事項有無と内容	備考
78	大池いこいの森ビジターセンターの利用料金の上限額の変更について	第1～5研修室施設利用料金・宿泊利用料金の上限額の変更			
79	くびき食彩工房の利用料金の上限額の変更について	交流室施設利用料金の上限額の変更			
80	坂口記念館の入館料及び使用料の変更について	入館料及び楽縫庵使用料の変更			
81	ユートピアくびきの使用料の変更について	B&G海洋センター各設備、中央広場、いきいきコート、くびき球場、ふれあいグラウンド、ゲートボールコート使用料の変更			

平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 対象経費
(1) 総事業費	(4) 補助率・限度額の設定
(2) 配分額	5 事業の実施手順等
(3) 残額の取扱い	(1) 採択方針の取扱い
3 募集期間（主なスケジュール）	(2) 事業提案書の受付
4 事業の概要	(3) 提案事業の審査
(1) 実施方法	(4) 事業の紹介・公表

※平成 27 年度地域活動支援事業の概要は、平成 26 年度と同様とする。

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

(2) 運用方針

- 用途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

(3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

- 総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

(2) 配分額

- 均等割 126,000 千円 (4,500 千円×28 区) + 人口割 54,000 千円、均等割 7 : 人口割 3

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することは行わない。

3 募集期間 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月下旬～ 各地域協議会において採択方針、募集期間等の決定
 - ・ 2月下旬 新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
 - ・ 3月～ 新年度の募集に向けた相談の受付
 - ・ 4月1日～ 事業の募集開始（募集期間は、地域自治区により異なる）
 - ・ 募集終了後 地域協議会での審査
 - ・ 審査終了後 採択事業の決定・公表
 - ・ 採択決定後 補助金の交付決定・事業の実施
- 事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く。）

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
 - ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・ 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・ 適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	・ 地域自治区ごとに設定するもの。	・ 適否を確認
ウ) 共通審査	・ すべての地域自治区の審査で共通するもの。	・ 5点満点で採点

〈共通審査の項目と視点〉

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・ 全市的な方向性と合致しているか ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・ 緊急性の高い提案事業であるか ・ ほかに方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな取組の視点はあるか ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
 - ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H26年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
 - ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
 - ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

(4) 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

平成26年度 頸城区地域活動支援事業の採択方針

○ 採択する事業

頸城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたまちづくりを進める事業で、頸城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業とします。

○ 提案（応募）することができる事業の例…あくまでも1例です。

(1) 地域特性を活かしたまちづくり

歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地復元モデル事業、空き店舗活用事業など

(2) 安全安心なまちづくり

自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業など

(3) 景観形成・生活環境の向上

自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業など

(4) 健康・福祉の充実

健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業など

(5) 教育・文化・スポーツ活動の振興

青少年育成事業、文化（生涯学習）振興事業、スポーツ（生涯スポーツ）振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業など

(6) その他

上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業

※ 事業提案書は提案団体が複数の提案事業を行う場合には、事業毎の提案書が必要となります。

○ 提案（応募）の対象とならない事業

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(2) 公序良俗に反する事業

(3) 国・県・市の補助制度と重複して助成を受けようとする事業

(4) 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）

(5) 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

審 査 方 針

1. 基本審査

提案事業が「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を確認する。

2. 共通審査

審査項目	配点の基準	傾斜配点	点数合計
① 公益性 ・提案事業の成果が広く地域に還元されているものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものでないか	5点…大変よい 4点…ややよい 3点…普通 2点…やや悪い 1点…悪い	点数×5点	一人当たり 満点：85点
② 必要性 ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取り組みであるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか		点数×4点	
③ 実現性 ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか		点数×3点	
④ 参加性 ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか		点数×3点	
⑤ 発展性 ・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか		点数×2点	

・採点票はプレゼンテーション後に提出期日を設定し、事務局に郵送で返送する。事務局は採点票をまとめ、一覧表を作成する。

・点数は、プレゼンテーション等の辞退者の点数を入れずに、単純平均とする。

(小数点第1位まで)

3. 採択順位

基本審査	共通審査	付記
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致する事業と確認された事業	傾斜配点後の点数の高い順	傾斜配点前の点数合計が10点以下は不採択
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致しない事業と確認された事業	不採択	

- ・傾斜配点後の点数が同点の場合は、傾斜配点の高い項目（公益性5点・必要性4点・実現性3点・参加性3点・発展性2点）を判定した人数の多い提案を上位とする。

4. 補助金交付額

原則補助率は100%とし、補助金の限度額は、上限なし、下限は5万円とする。

5. プレゼンテーションの実施

- ・公開で実施する。
- ・提案団体による説明は、7分以内とする。質問時間は5分以内とし、提案説明に対する意見などは慎み、質問のみとする。
- ・提案説明の順番は、提案書の受付順とする。
- ・提案事業に関して委員が関係あるかないかは、本人の手上げ方式とする。（委員自身の判断で審査前に辞退する。）

6. 全員協議会の実施

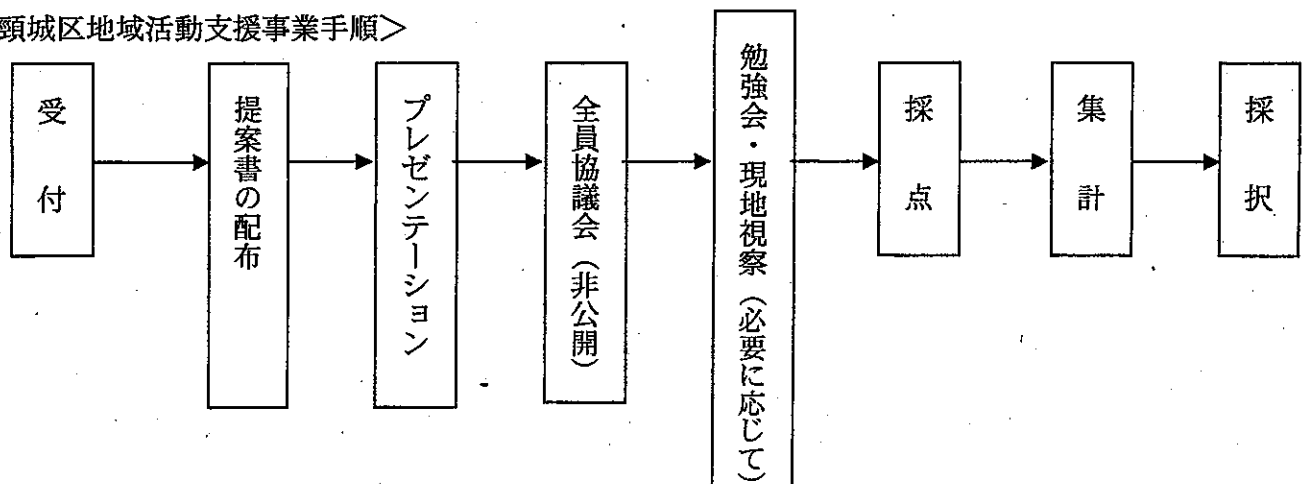
- ・非公開で実施する。
- ・提案事業の基本審査、共通審査の内容について、プレゼンテーション後に協議する。

7. 現地調査等の実施

- ・提案事業を審査する上で、勉強会や現地調査の必要な場合に実施する。

8. 地域活動支援事業の採択を受けた団体は、地域協議会において実践発表会に臨んでいただく。

<頸城区地域活動支援事業手順>



募集・審査スケジュール

○募集スケジュール

- 2月26日 頸城区採択方針決定
- 3月17日～ 提案相談の受付開始（相談会、説明会は開催しない）
（3月15日発行地域協議会だより、町内会回覧、防災無線による周知）
- 4月1日～ 提案書受付開始
- 4月15日 提案書受付終了

※平成25年度募集期間 4月1日～4月15日

○審査スケジュール

- 4月中旬 提案書の配布
- 4月下旬 プレゼンテーションの実施
- 5月上旬 全員協議会の開催
- 5月中旬 採点
- 5月中旬～下旬 採択

※平成25年度採択日 5月27日

○残額の取り扱い

採択結果により地域協議会で協議を行い、再募集をするかどうか決定する。

平成27年度 頸城区地域活動支援事業の採択方針（案）

_____は、変更箇所

○地域活動支援事業制度の目的（抜粋）

- (1) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであり、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法が地域活動支援事業である。
- (2) 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことが、本事業の目的である。

○ 頸城区が採択する事業

頸城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頸城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業とします。

○ 提案（応募）することができる事業の例…あくまでも1例です。

(1) 地域特性を活かしたまちづくり

歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地復元モデル事業、空き店舗活用事業など

(2) 安全安心なまちづくり

自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業など

(3) 景観形成・生活環境の向上

自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業など

(4) 健康・福祉の充実

健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業など

(5) 教育・文化・スポーツ活動の振興

青少年育成事業、文化（生涯学習）振興事業、スポーツ（生涯スポーツ）振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業など

(6) その他

上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業

※ 事業提案書は提案団体が複数の提案事業を行う場合には、事業毎の提案書が必要となります。

○ 提案（応募）の対象とならない事業

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 国・県・市の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- (4) 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- (5) 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

審 査 方 針 (案)

1. 基本審査

提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。

2. 地域自治体の採択方針

提案事業が「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を確認する。

3. 共通審査

審査項目	配点の基準	傾斜配点	点数合計	
① 公益性 ・提案事業の成果が広く地域に還元されているものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものでないか		点数×5点	一人当たり 満点：85点	
② 必要性 ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取り組みであるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか		点数×4点		
③ 実現性 ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか		5点…大変よい 4点…ややよい 3点…普通 2点…やや悪い 1点…悪い		点数×3点
④ 参加性 ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか		点数×3点		
⑤ 発展性 ・新たな取組の視点はああるか ・提案団体は信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか		点数×2点		

- ・採点票はプレゼンテーション後に提出期日を設定し、事務局に郵送で返送する。事務局は採点票をまとめ、一覧表を作成する。
- ・点数は、プレゼンテーション等の辞退者の点数を入れずに、単純平均とする。
(小数点第1位まで)

3. 採択順位

基本審査	共通審査	付 記
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致する事業と確認された事業	傾斜配点後の点数の高い順	傾斜配点前の点数合計が10点以下は不採択
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致しない事業と確認された事業	不 採 択	

- ・傾斜配点後の点数が同点の場合は、傾斜配点の高い項目（公益性5点・必要性4点・実現性3点・参加性3点・発展性2点）を判定した人数の多い提案を上位とする。

4. 補助金交付額

原則補助率は100%とし、補助金の限度額は、上限なし、下限は5万円とする。

5. プレゼンテーションの実施

- ・公開で実施する。
- ・提案団体による説明は、7分以内とする。質問時間は5分以内とし、提案説明に対する意見などは慎み、質問のみとする。
- ・提案説明の順番は、提案書の受付順とする。
- ・提案事業に関して委員が関係あるかないかは、本人の手上げ方式とする。（委員自身の判断で審査前に辞退する。）

6. 全員協議会等の実施

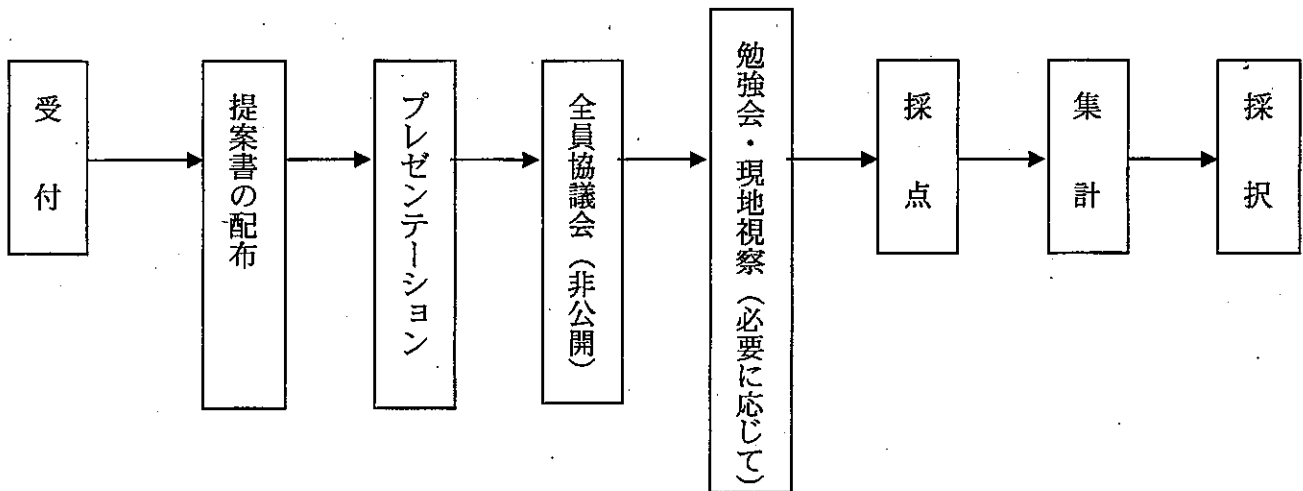
- ・非公開で実施する。
- ・提案事業の基本審査、共通審査の内容について、プレゼンテーション後に協議する。
- ・募集が多数になる場合など、必要に応じて提案団体との意見交換会を開催する。

7. 現地調査等の実施

- ・提案事業を審査する上で、勉強会や現地調査の必要な場合に実施する。

8. 地域活動支援事業の採択を受けた団体は、地域協議会において実践発表会に臨んでいただく。

<頸城区地域活動支援事業手順>



募集・審査スケジュール (案)

○募集スケジュール

- | | |
|----------------|--|
| 月 日 | 頸城区採択方針決定 |
| <u>3月16日</u> ～ | 提案相談の受付開始 (相談会、説明会は開催しない)
(3月15日発行地域協議会だより、町内会回覧、防災無線による周知) |
| 4月 1日～ | 提案書受付開始 |
| 4月15日 | 提案書受付終了 |

※平成26年度募集期間 4月1日～4月15日

○審査スケジュール

- | | |
|---------|--------------|
| 4月中旬 | 提案書の配布 |
| 4月下旬 | プレゼンテーションの実施 |
| 5月上旬 | 全員協議会の開催 |
| 5月中旬 | 採点 |
| 5月中旬～下旬 | 採択 |

※平成26年度採択日 5月27日

○残額の取り扱い

採択結果により地域協議会で協議を行い、再募集をするかどうか決定する。